

[平成 23 年 3 月 29 日決定 道告示第 216 号]

当別都市計画区域（当別町）
（非線引き都市計画区域）
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標**1. 基本的事項****(1) 目標年次**

都市づくりの基本理念、将来の都市構造、土地利用、都市施設の決定方針を平成 32 年の姿として策定する。

(2) 範 囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

区分	市町村名	範 囲	規 模
当別都市計画区域	当 別 町	行政区域の一部	約 17,969 ha

2. 都市づくりの基本理念**(1) 都市の現状と課題**

当別町は、道央広域連携地域石狩地域の北部に位置しており、道民の森に代表される豊かな森林など、当別川に育まれた雄大な自然のほか、開拓の歴史を伝える伊達記念館や、異国情緒豊かなスウェーデンヒルズの街並みと国際交流の拠点であるスウェーデン交流センター、郷愁を感じさせる中小屋温泉と近代的な娯楽施設を備えた温泉施設などの観光資源を有している。

明治 4 年の開拓以来、農業を基幹産業として発展し、人口は昭和 63 年の札幌大橋の開通や J R 学園都市線の増便など、札幌市に隣接する地理的優位性により年々増加してきたが、平成 11 年をピークに減少に転じている。

市街地は、本町市街地と太美市街地の 2 つの市街地で構成されているが、既成市街地では区画道路など都市基盤施設が未整備のまま宅地化が進み、小規模な未利用地が残されているほか、3・2・11 号南光通の沿道では、工業・流通業務施設と住宅が混在する市街地が形成されており、市街地における都市機能の適切な配置と住環境の保全が課題となっている。

今後のまちづくりにおいては、2 つの市街地を中心に、樹木や花があり、統一感の感じられるコンパクトな市街地を形成するとともに、駅や駅周辺のバリアフリー化や駅前広場の整備を推進する必要がある。また、市街地周辺の広大な農地や森林の積極的な保全と活用を進め、豊かな自然景観と調和した土地利用を推進することが求められる。

このため、当別町景観計画を基本とした美しいまちづくりを目指すとともに、生活基盤と産業基盤の均衡のとれた総合的な土地利用を計画的に推進する。

(2) 都市づくりの基本理念

当別町では、都市づくりの基本理念を『美しく、個性的で、暮らしやすい都市の形成』と定め、都市づくりの目標として 3 つを掲げている。

- ・【美しい】 都市輪郭となっている北西側の森林や南側の石狩川、また平野部を貫流する当別川、市街地周辺の農地など、当別町に残る美しい風景、景観を守り、磨き、資産として未来に残すとともに、これらの自然資源と調和できる都市空間を形成する。

- ・【個性的な】 入植以来の歴史やスウェーデンとの国際交流、花卉栽培など個性的な環境や活動を当別町の強みとして再認識し、強みを生かした都市づくりを展開するとともに、新たな個性を発掘、創出し、一番(No. 1)よりも唯一(Only One)を目指す。

指して都市づくりを進める。

- ・【暮らしやすい】当別町は、大都市近郊の田園都市であり、大都市に比べゆるやかな時間の流れが感じられ、今後も、過度な都市化を進めることなく、子どもから高齢者まで多世代が快適で、使いやすく、暮らしやすい都市空間を形成する。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

II. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口については減少に転じており、産業についても基幹産業である農業の厳しい情勢や景気の停滞によって、これらが大きく好転することは予測しがたい。

一方、世帯数については横ばいの傾向を示しているが、今後はこれまで整備等を進めてきた都市基盤を活用した内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないと判断し、区域区分は定めないこととする。

III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・高度利用住宅地は、本町市街地のJR石狩当別駅の北側に配置し、交通機能のほか、商業業務、行政など公共公益サービスなどの都市機能の集積に近接する生活利便性の高い住宅地として、商業業務施設と複合した集合住宅などの立地を促進する。
- ・一般住宅地は、中心商業業務地及び地域商業業務地の周囲や幹線道路の沿道などに配置し、沿道での生活利便性の向上と背後地を含む住環境の保全を図る。
- ・専用住宅地は、各市街地の外縁部に低層住宅を主体とした専用住宅地を、その内側に中密度の専用住宅地を配置することにより、周辺の田園景観と調和した良好な住宅地景観の形成や、土地区画整理事業、まちづくり協定などによるゆとりある住環境の形成、保全を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、JR石狩当別駅前の3・3・1号当別大通（主要道道岩見沢石狩線、一般道道石狩当別停車場線）の沿道を中心として配置し、駅前広場や歩行者空間、共同駐車場の整備や確保を進めるとともに、入植当時の面影やパンケチュウベシナイ川の河川空間を生かし、住民が主体となり定めた街並みづくりのルールにより、歩いて楽しい商業業務地の形成を推進する。

- ・地域商業業務地は、JR石狩太美駅前の地区に配置し、生活利便施設等の集積による利便性の向上とにぎわいの創出を図るとともに、周辺の住宅地と調和した景観形成や緑化を進める。
- ・沿道商業業務地は、本町市街地の3・4・12号栄町通（国道275号、主要道道岩見沢石狩線）及び太美市街地北側の主要道道岩見沢石狩線の沿道に配置し、背後地の住環境の保全に配慮した土地利用を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業地及び流通業務地は、3・3・1号当別大通（国道275号）及び3・2・11号南光通の沿道などに配置し、沿道景観や周囲の田園景観に配慮した工業施設、流通業務施設の集積を図る。

(2) 土地利用の方針

① 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・本町市街地の住宅地内に点在する準工業地域は、土地利用の状況等を踏まえ、周辺の住宅地と一体的な市街地が形成されるよう、用途地域の見直しを進める。
- ・3・3・1号当別大通（国道275号、主要道道岩見沢石狩線）沿道の工業地、流通業務地については、住宅が混在していることから、土地利用の動向等を踏まえ、特別用途地区等を定めることにより、工業系土地利用への純化を図る。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・既存の住宅地については、計画的な都市基盤整備による良好な住環境の整備に努め、新たに造成する住宅地については、ゆとりと潤いが感じられる住環境の創出に努める。また、災害に強いまちづくりを進める。
- ・雪害に対応するため防風林の整備や建造物の強化など雪害対策を進める。

③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・市街地における貴重な緑地空間として、学校、神社、屋敷林、歴史資源などの施設林の保全及び緑化を推進する。

④ 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・本区域のうち、集団的農用地や、国・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地として、その保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として今後とも優良な農用地としてその保全に努める。

⑤ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生のおそれがある地区については、市街化を抑制するとともに災害を防止するために適正な措置を講じる。
- ・土砂災害警戒区域に指定されているスウェーデンヒルズ地区周辺は、災害防止の観点から、緑化の保全に努め、災害の防止を図る。

⑥ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・当別町北部に位置する自然林や樹林地など、豊かな自然環境を有する山林原野、丘陵台地、河川敷地等については、今後とも良好な自然環境の保全を図る。
- ・太美地区の周辺にある防風保安林や、スウェーデンヒルズ地区周辺にある民有保安林等については、今後ともその機能を維持するとともに良好な自然環境の保全を図る。

⑦ 計画的な都市的土地区画整理事業に関する方針

- ・用途白地地域の豊かな自然環境等に囲まれた既存のスウェーデンヒルズ地区やみどり野地区については、都市構造等の観点から住宅地の配置は行わないが、地域住民の今後のまちづくりや住環境の保全等に関する意向等を踏まえ、必要が認められる場合には、農林業と十分に調整を図った上で、地区計画等を定め良好な住環境や住宅地景観の保全を図る。
- ・本町市街地東側に隣接する用途白地地域の春日地区については、既存の住宅地における住環境の保全等を図るため、必要が認められる場合には、農林業と十分に調整を図った上で、住居系用途地域を定め、土地利用の整序を図る。
- ・本町市街地東側に隣接する権戸地区の用途白地地域については、沿道サービス施設等が立地していることから、今後の土地利用の動向や周辺環境との調和に配慮し、必要に応じて土地利用の規制・誘導方策を適切に活用する。
- ・市街地周辺の用途白地地域については、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、無秩序な土地利用を抑制し、良好な田園景観や優良な農地の保全を図る。
- ・道央圏連絡道路の沿道については、今後の計画等の進捗を踏まえ必要が認められる場合には、土地利用の規制・誘導方策の適切な運用を図る。
- ・豊かな自然環境の中での居住ニーズ等に対応するため、田園地域や森林地域を活用した優良田園住宅の整備を促進する。
- ・農村集落においては、空き家となっている民家等を活用し、ファームインやファームステイの宿泊所、文化・スポーツ団体の合宿所など、都市と農村の交流を積極的に進める。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

当別町は、道央広域連携地域石狩地域の北部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的、一体的に進めるとともに、人口減少などの社会情勢の変化に対応した、将来の都市像に沿った交通体系となっているかについて、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と、情報技術などを活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で、交通施設整備を検討する。

これらの考え方の基に、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、コミュニティバスなどの公共交通の利便性向上を図り、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備などを進める。

- ・太美市街地の都市的住宅地については、地区内の円滑な移動や市街地中心部との接続等に必要な道路網の形成について検討する。

b 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域的かつ長期的な視点に立って整備を図っていくものとするが当面次のような整備水準を目標とする。
- ・街路網については、各道路機能に応じて段階的な整備を進め、都市計画道路の整備を図る。

年 次	平成 17 年（基準年）	平成 32 年（目標年）
幹線街路網密度	1.35 km/km ²	2.28 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道 路

- ・道央圏連絡道路の整備進捗を踏まえ、関連道路網の検討を行う。
- ・3・3・1号当別大通（国道275号、主要道道岩見沢石狩線、一般道道石狩当別停車場線）、3・3・2号東光通（主要道道当別浜益港線）、3・4・3号中央通（主要道道岩見沢石狩線）、及びその他の都市計画道路を配置し都市内道路網を形成する。
- ・3・3・1号当別大通（一般道道石狩当別停車場線）に、JR学園都市線石狩当別駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

③ 主要な施設の整備目標

a 道 路

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりである。

- ・3・3・1号当別大通（主要道道岩見沢石狩線）の整備促進

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

- ・生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため、下水道整備を促進するとともに下水道施設の長寿命化に努める。

イ 河 川

- ・自然環境などに配慮しつつ防災と親水を目的として河川、水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

- ・下水道の普及率は平成17年で66.8%であり、今後の土地利用と整合を図りながら整備を行う。

イ 河 川

- ・河川については、安全性の確保に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

- ・生活雑排水、産業排水などによる水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として、将来的な土地利用と整合を図りながら当別公共下水道の整備を促進し、未整備地区内の普及を図るとともに、適

切な改築更新を図る。

b 河 川

- ・当別川、パンケチュウベシナイ川などの河川については、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や必要な治水対策などに努める。

(3) 主要な施設の整備目標

a 下水道

- ・未整備地区について、今後の社会情勢を踏まえて計画的に整備を図るとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。さらに当別下水終末処理場の整備促進を図る。

(3) その他の都市施設

① 基本方針

a 廃棄物処理施設

- ・民間事業者等による一般廃棄物処理施設については、「北海道循環型社会形成推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」、「ごみ処理の広域化計画」、当別町において定める「一般廃棄物処理基本計画」等における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。
- ・産業廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会形成推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう誘導を図るとともに、各計画における位置づけ等を踏まえ、公共性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

当別町における緑地の形態は、市街地の北東部から北西部にかけ連なる樺戸山系の山々と、南東部から南西部に展開するなだらかな丘陵地が良好な自然景観を成しており、また市街地を流れる当別川、パンケチュウベシナイ川の河川空間は良好な自然環境を形成している。

この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統における機能が総合的に発揮され、緑のネットワークを形成するように公園緑地などを適正に配置し、整備保全に努める。

(2) 主要な緑地の配置の方針

- ・日常生活圏の構成や、地理的条件、市街地の進展動向及び誘致距離を勘案し、住民の身近なレクリエーション活動の場や地震、火災などの諸災害発生時の一時避難地として住区基幹公園、緑地の適正な配置、整備を図る。
- ・多様なレクリエーション活動、災害発生時の復旧活動の拠点などとして機能する都市基幹公園、地域の特性を活かした多彩な公園、緑地などの適正な配置、整備を図ることとし、若葉公園、当別川河川緑地などの配置、整備を図る。
- ・自然性に富んだ緑地や風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全に努める。
- ・当別川、パンケチュウベシナイ川などの河川空間や幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。
- ・公園利用者の安全確保や維持経費の抑制を図るため、施設の長寿命化を図りながら改築及び更新に努める。

(3) 実現のための具体的な都市計画制度の方針

- ・緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めるため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）などの策定に努め

る。

- ・緑の基本計画などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風致地区などの地域地区として、都市計画決定を行う。